

## 行動計画

(2002年3月21日～23日第6回年次会合第2部において採択された)

みなみまぐろ保存委員会は、

みなみまぐろ保存条約の目的は、みなみまぐろ(SBT)の保存及び最適利用を確保することであることを想起し、

非締約国に登録されている多数の漁船がSBTを漁獲していることを認識し、

CCSBTの保存措置の効果を確保するため、必要に応じて緊急の行動をとることが必要であることを確信し、

非締約国が条約に加盟又は委員会に協力することを促進するため、締約国が払った精力的な努力を認識し、

条約第15条第4項の下、締約国は、条約の目的に悪影響を及ぼす非加盟国の漁獲活動を阻止するための適切な行動を取る義務を有していることを想起し、

以下のとおり決議する。

1. 委員会は、みなみまぐろを漁獲している非メンバーに対して、SBTの保存管理及び最適利用のためにメンバーに適用されている措置(以下「保存管理措置」という。)の実施に関し、十分に協力するよう求める。また、委員会は、当該非メンバーに対し、そのとった行動を委員会に通報するよう求める。
2. 委員会は、第7回委員会又はその前に、更に、その後は、各々の年次会合において、委員会によって集計された漁獲データ、貿易情報並びに漁港及び漁場において得られた他の関連情報に基づいて、保存管理措置の有効性を減じるような方法でSBTを漁獲している非メンバーを特定する。
3. 委員会の議長は、パラグラフ2. で特定される非メンバーに対し、保存管理措置の有効性を減じないように漁業活動を変更するよう求めるとともに、本件に関して当該非メンバーがとった行動を委員会に通報するよう求める。
4. メンバーは、共同して又は個別に、SBTを漁獲している非メンバーに対し、保存管理措置の実施に関し、委員会と十分に協力するよう求める。
5. 委員会は、適切な場合には、今後の年次会合において、パラグラフ3. 及び4. に従って要求される非メンバーがとった行動を評価し、漁獲活動を変更しなかった非メンバーを特定する。
6. 委員会は、パラグラフ5. によって特定される非メンバーからの全ての形態のみなみまぐろ製品に関して、メンバーの国際的な義務に合致した貿易制限措置を課すことを決定できる。